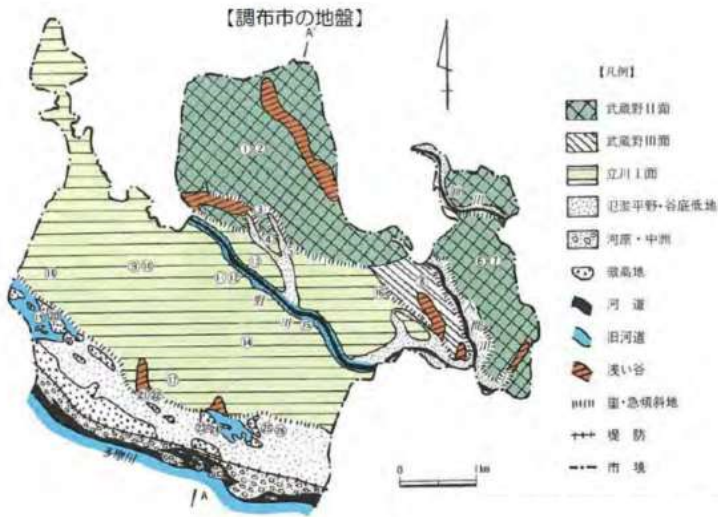


今回公表する「流域水循環計画」

	計画名	提出機関名
1	調布市環境基本計画の一部	東京都調布市
2	北上川流域水循環計画(第2期)	宮城県
3	名取川流域水循環計画(第2期)	宮城県
4	琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)	滋賀県
5	岡崎市水循環総合計画	愛知県岡崎市
6	高松市水環境基本計画	香川県高松市
7	第2次さいたま市環境基本計画別冊水と生きものプラン	埼玉県さいたま市
8	鹿児島湾ブルー計画	鹿児島県
9	池田湖水質環境管理計画	鹿児島県
10	秦野市地下水総合保全管理計画	神奈川県秦野市
11	第3次加古川市環境基本計画の一部	兵庫県加古川市
12	大野市水循環基本計画	福井県大野市

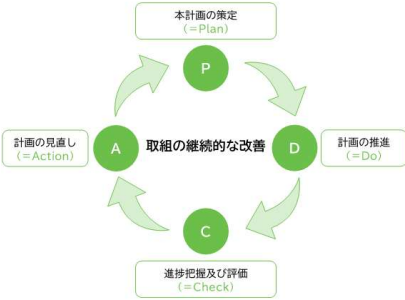
【新規】「調布市環境基本計画」の概要

計画名	調布市環境基本計画（H28.3策定・R3.3改定）		
提出機関名	調布市	対象地域	調布市全域
メイン課題	地下水、かん養		
計画概要	「未来に続く、緑と水にあふれるほっとするまち 調布」を目指すべき環境の将来像に掲げて、「緑と水の保全・再生」、「生物多様性の保全・活用」、「脱炭素化に向けたまちづくりの推進」などを施策の方針に位置付け、各施策を推進する計画		
計画の特徴	「緑と水の保全・再生」では、雨水浸透の推進による湧水保全および河川水源の涵養のための雨水浸透ますや浸透トレンチの設置を進めており、雨水の浸透能力を環境指標とし、令和7年度の約30%増(令和元年度比)を目標に取組を推進		



計画対象地域（調布市全域）

【実施体制】		調布市環境保全審議会	
地方公共団体	都道府県	-	<p>○調布市環境基本計画の推進体制</p>
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局	-	○	
	有識者	○	<p>○計画の進行管理</p> <p>(1) 施策ごとの目標との照合及び評価 ・取組の進捗状況は、施策ごとに定めた環境指標とその目標値に照らして、目標達成度を把握・評価</p> <p>(2) 個別事業及び重点プロジェクトの進捗把握 ・担当課が毎年その進捗を管理し、市民等が主体的に行う取組も合わせて、取りまとめる</p> <p>(3) 年次報告書の作成・公表 ・毎年の進捗状況を評価した結果を含めて年次報告書として取りまとめて広く市民等に情報公開</p> <p>(4) 市民参加による評価等の仕組み ・事業の推進に参加する市民・市民団体・事業者等から、年次報告書を通じて、随時意見を聴取</p>
	事業者	○	
	団体（NPOなど）	○	
	住民	○	
	その他（ ）	-	



【改定】「北上川流域水循環計画（第2期）」の概要（H29.4 確認・公表）

計画名	北上川流域水循環計画(第2期) (R 3.3 策定) (前計画：北上川流域水循環計画(H 2 3.1 策定))		
提出機関名	宮城県	対象地域	北上川流域 (5市2町)
メイン課題	水環境		
計画概要	北上川流域の水循環の現状把握等により見いだされる課題に対し、解決・改善を図るための具体的な対応・取り組みを示す総合的な計画		
計画の特徴	健全な水循環を構成する4つの要素「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」ごとに取組方針と管理指標を設けて、将来像を目指す		



計画対象地域（北上川流域（5市2町））

【実施体制】		流域水循環計画推進会議	
地方公共団体	都道府県	○	○北上川流域水循環計画の位置付け
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		○	
有識者		○	
事業者		○	
団体（NPOなど）		○	
住民		○	
その他（ ）		-	

○進行管理の体制と方法

- 管理指標値及び流域管理指標値の状況を確認し、「流域水循環計画推進会議」で報告
- 課題と対応方策を整理して、今後の取組や連携のあり方等を立案し、PDCAサイクルによって取組の発展を促す



【改定の趣旨等】

気候変動の影響やマイクロプラスチック等による海洋汚染問題など近年の状況を踏まえるとともに平成27年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の達成を追加し、水循環基本計画の主旨を踏まえたもの

【改定】「名取川流域水循環計画（第2期）」の概要（H29.4 確認・公表）

計画名	名取川流域水循環計画(第2期) (R 3.3 策定) (前計画：名取川流域水循環計画(H 2 3.1 策定))		
提出機関名	宮城県	対象地域	名取川流域 (2市1町)
メイン課題	水環境		
計画概要	名取川流域の水循環の現状把握等により見いだされる課題に対し、解決・改善を図るための具体的な対応・取り組みを示す総合的な計画		
計画の特徴	健全な水循環を構成する4つの要素「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」ごとに取組方針と管理指標を設けて、将来像を目指す		



計画対象地域（名取川流域（2市1町））

【実施体制】		流域水循環計画推進会議	
地方公共団体	都道府県	○	○名取川流域水循環計画の位置付け
	政令指定都市	○	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		○	○進行管理の体制と方法 <ul style="list-style-type: none"> 管理指標値及び流域管理指標値の状況を確認し、「流域水循環計画推進会議」で報告 課題と対応方策を整理して、今後の取組や連携のあり方等を立案し、PDCAサイクルによって取組の発展を促す
有識者		○	
事業者		○	
団体（NPOなど）		○	
住民		○	
その他（ ）		-	

上位計画および関連計画との整合を図っている

【改定の趣旨等】 気候変動の影響やマイクロプラスチック等による海洋汚染問題など近年の状況を踏まえるとともに平成27年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の達成を追加し、水循環基本計画の主旨を踏まえたもの

【改定】「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）」の概要（H30.12 確認・公表）

計画名	琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期) (R 3.3 策定) (前計画：琵琶湖保全再生施策に関する計画(H 2 9.3 策定))		
提出機関名	滋賀県	対象地域	琵琶湖地域
メイン課題	水環境、かん養		
計画概要	国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、「琵琶湖と人との共生」を基調とし、森・川・里・湖のつながりを意識しつつ、自然の恵みを持続的に活用する環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指す計画		
計画の特徴	「水質の汚濁の防止および改善」、「水源のかん養」、「生態系の保全および再生」、「景観の整備および保全」、「産業の振興」の5つの施策を琵琶湖の保全・再生のため推進		



計画対象地域（琵琶湖地域）




【改定の趣旨等】 琵琶湖保全再生施策を総合的かつ効果的に推進するため、前計画で取り組んできた施策を引き続き継続し、さらに気候変動の影響やマイクロプラスチック等の近年の琵琶湖の状況を踏まえて改定したもの

【改定】「岡崎市水循環総合計画」の概要（H29.1 確認・公表）

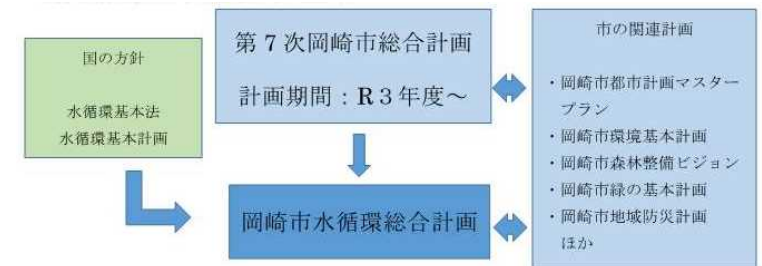
計画名	岡崎市水循環総合計画（H20.3策定・R3.3改定）		
提出機関名	岡崎市	対象地域	矢作川流域（岡崎市全域）
メイン課題	水環境		
計画概要	下流の旧岡崎市と上流の旧額田町が合併し、乙川流域が全て岡崎市に含まれたことを機に策定された水環境をメイン課題とした総合的な計画		
計画の特徴	「水量」, 「水質」, 「災害(洪水・渇水)」, 「水辺環境」, 「水との関わり」の5つ基本方針が互いに関連させて、総合的な取り組みを推進		



計画対象地域（岡崎市全域）

【実施体制】		水循環推進協議会	
地方公共団体	都道府県	○	○水循環総合計画の進捗管理の体制 (1)水循環推進協議会の開催 ・「水循環推進協議会」を設立、開催し、進捗状況を毎年確認 (2)年次報告書の作成 ・『岡崎市水循環総合計画』の対策の進捗状況を「年次報告書」としてとりまとめ (3)具体的な行動と継続的なモニタリング ・施策の効果測定を継続的にモニタリング 
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		○	
有識者		-	
事業者		-	
団体（NPOなど）		○	
住民		○	
その他（漁協等）		○	

○水循環総合計画の位置付け



上位計画および関連計画との整合を図っている

【改定の趣旨等】 前計画改定以降に平成26年に水循環基本法の施行、令和3年3月に改定された上位計画である「岡崎市総合計画」との整合を図り、これまでの成果や課題を踏まえて新たな方向性を決定したもの

【改定】「高松市水環境基本計画」の概要（H29.1 確認・公表）

計画名	高松市水環境基本計画（H23.3策定・R2.3改定）		
提出機関名	高松市	対象地域	香東川ほか 高松市内の河川
メイン課題	水環境、かん養		
計画概要	市、市民および事業者が連携して「持続可能な水環境の形成」に取り組み、現在および将来に対して、水を通じた豊かで潤いのある生活を確保するために、基本方針、目標および施策の方向性を定めた計画		
計画の特徴	水の持つ多面的価値を最大限に発揮できるよう、関係者の連携による「総合水循環システム」の構築のために、「身近な水環境の意識の強化」、「水循環の健全化」等の取組を推進		



計画対象地域（香東川ほか高松市内の河川）

【実施体制】		高松市環境審議会	
地方公共団体	都道府県	-	○計画の推進体制 ・「環境問題庁内連絡会議」で施策の進捗状況を点検、評価 ・「高松市環境審議会」に定期的に施策の進捗状況等を報告 ・HPで施策の進捗状況を公表 ※なおR2.12.1から「脱炭素社会推進本部」が施策の進捗状況を点検、評価している。
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		-	
有識者		○	
事業者		○	
団体（NPOなど）		○	
住民		○	
その他（ ）		-	



【改定の趣旨等】 上水道事業の香川県広域水道企業団への移行など、状況変化を踏まえるとともに、水環境施策を効果的に推進するため、「高松市環境基本計画」において、一体的に施策の進行管理を実施するもの

【改定】「第2次さいたま市環境基本計画 別冊水と生きものプラン」の概要（H29.1 確認・公表）

計画名	第2次さいたま市環境基本計画別冊水と生きものプラン（R 3.3 策定） （前計画：さいたま市水環境プラン(第2次)(H 2 9.3 策定)）		
提出機関名	さいたま市	対象地域	さいたま市全域
メイン課題	水環境、かん養、地下水		
計画概要	人や生物の生活や生息の基礎となる「基盤環境」、生活や生息の場となる「環境」、環境を前提として行われる「文化・社会活動」を対象とし、「健全な水循環の確保」、「水環境の保全と創造」、「生物多様性の保全」の3つを柱とした総合的な計画		
計画の特徴	さいたま市環境基本計画から再編して、互いに密接な関係のある生物多様性の保全と健全な水循環の確保および良好な水環境の保全に係る施策・取組を一体的に推進		



計画対象地域（さいたま市全域）

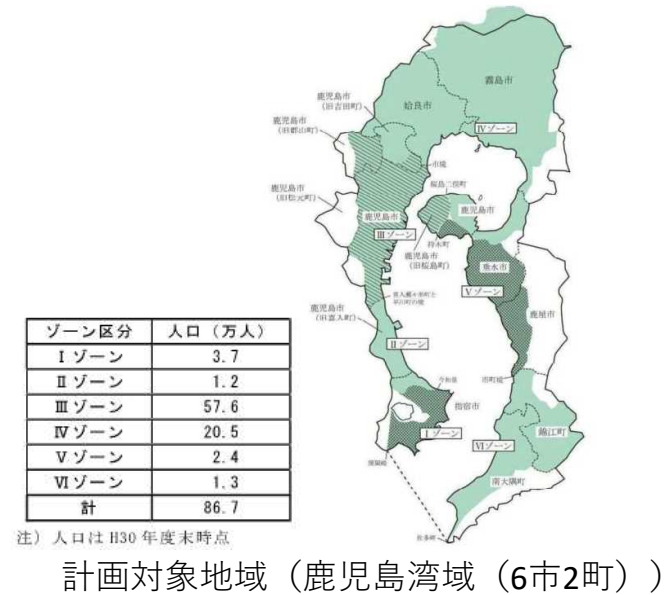
【実施体制】		さいたま市水と生きものプラン推進庁内検討委員会	
地方公共団体	都道府県	○	<p>○推進体制</p>
	政令指定都市	○	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		○	<p>○進行管理</p>
有識者		○	
事業者		○	
団体（NPOなど）		○	
住民		○	
その他（ ）		-	

さいたま市環境基本計画のうち、水環境と生物多様性にかかる施策を別冊として再編し、水循環基本法の主旨を踏まえた「健全な水循環の確保」、「良好な水環境の保全」に加え、生物多様性基本法の理念を踏まえた「生物多様性の保全」の施策を一体的に推進するもの

【改定の趣旨等】

【改定】「鹿児島湾ブルー計画」の概要（H30.12 確認・公表）

計画名	鹿児島湾ブルー計画（H27.3修正・R3.3修正）		
提出機関名	鹿児島県	対象地域	鹿児島湾域 （集水域6市2町）
メイン課題	水環境		
計画概要	「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念に、「かごしま未来創造ビジョン」に示された「豊かな自然との共生と地球環境の保全」の観点も踏まえ、鹿児島湾の水環境が将来にわたって良好に保たれることを目標とした計画		
計画の特徴	鹿児島湾の水環境を将来にわたって良好に保全するため、昭和54年以降、長期にわたって講じてきた各種の環境保全対策を発展的に継承し、湾域の水環境管理を更に推進		



【実施体制】		鹿児島湾水質保全推進協議会	
地方公共団体	都道府県	○	<p style="text-align: center;">総合的な環境保全対策の推進体制</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px;">県庁内</p> <p>地域水質環境管理 計画推進本部</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px;">県, 関係市町, 関係団体, 住民団体</p> <p>鹿児島湾水質保全推進協議会 鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">連携</p>
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局	-		
有識者	-		
事業者	○		
団体（NPOなど）	○		
住民	-		
その他（ ）	-		

【改定の趣旨等】 修正前の計画期間内に改定された「かごしま未来創造ビジョン（H30.3）」、「鹿児島県環境基本計画（R3.3改定）」を踏まえ、持続可能な開発目標（SDGs）及び流域水循環計画の考え方を取り込んで修正したもの

【改定】「池田湖水質環境管理計画」の概要（H30.12 確認・公表）

計画名	池田湖水質環境管理計画（H23.3改定・R3.3改定）		
提出機関名	鹿児島県	対象地域	池田湖集水域
メイン課題	水環境		
計画概要	池田湖の地域資源としての価値を含む良好な水環境を保全するための計画であり、水質汚濁の進行抑止はもとより、池田湖を保全するための各種施策を推進していくための総合的な計画		
計画の特徴	池田湖の水質環境を将来にわたって良好に保全するため、昭和58年以降、長期にわたって講じてきた水質環境保全対策を発展的に継承し、池田湖の水質環境管理を更に推進		



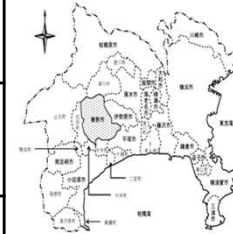
計画対象地域（池田湖集水域）

【実施体制】		池田湖水質環境保全対策協議会	
地方公共団体	都道府県	○	○推進体制
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		-	<div style="text-align: center;"> <h3>総合的な環境保全対策の推進体制</h3> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #e6f2ff;"> <p style="background-color: #00a651; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;">県庁内</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">地域水質環境管理 計画推進本部</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 0 20px;"> <p>連携</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #e6f2ff;"> <p style="background-color: #00a651; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;">県、関係市</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">池田湖水質環境保全対策協議会</p> </div> </div> </div>
有識者		-	
事業者		-	
団体（NPOなど）		-	
住民		-	
その他（ ）		-	

【改定の趣旨等】 改定前の計画期間内に改定された「かごしま未来創造ビジョン（H30.3）」、「第2期県まち・ひと・しごと創生総合戦略（R2.3）」、「鹿児島県環境基本計画（R3.3改定）」を踏まえ、持続可能な地域づくり（地域循環共生圏）、持続可能な開発目標（SDGs）及び流域水循環計画の趣旨を踏まえて改定したものの

【更新】「秦野市地下水総合保全管理計画」の概要（H29.1 確認・公表）

計画名	秦野市地下水総合保全管理計画（H15.3策定・R3.3改定）		
提出機関名	秦野市	対象地域	秦野市全域
メイン課題	地下水、かん養		
計画概要	健全で持続可能な水循環の創造を目指し、自然の水循環を人為的な水循環で補う施策により、地下水の統合的な管理を行うとともに、市民共有の財産にふさわしい地下水の利活用を推進する計画		
計画の特徴	「はだの水循環モデル」を用いた水資源管理システムによる地下水のマネジメントや地下水保全に関して地域で活躍する人や団体にスポットを当てたソフト対策を重視		



計画対象地域（秦野市全域）

【実施体制】		秦野市地下水保全審議会	
地方公共団体	都道府県	○	<p>○計画推進の体制</p> <p>(1) 庁内体制の充実 庁内の連絡・調整体制の充実を図り、計画に掲げた各施策の 実行・評価・改善を進める</p> <p>(2) 関係機関との連携 市域を越えた事業については、国・県等と連携を図る</p> <p>(3) 施策のマネジメント 実施した施策・事業の効果の評価、見直しを行うため、内部 評価のほか審議会や専門家等の外部評価による効果検証を取り 入れたPDCAサイクルを実践し、気候変動や変化する水循環の 環境に的確かつ柔軟に対応する</p>
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局	-		
有識者	○		
事業者	○		
団体（NPOなど）	-		
住民	○		
その他（ ）	-		

【改定の趣旨等】 前計画改定以降に平成26年に水循環基本法の施行、平成27年に国連サミットで持続可能な開発目標(SDGs)が採択、令和元年に新たな「はだの水循環モデル」の構築など、こうした背景の下、持続可能な水循環の創造と新たな地下水の利活用を図るもの

【改定】「第3次加古川市環境基本計画」の概要（R2.1 確認・公表）

計画名	第3次加古川市環境基本計画（R 3.3 策定） （前計画：第2次加古川市環境基本計画(H 2 3.3 策定)）		
提出機関名	加古川市	対象地域	加古川市全域
メイン課題	水環境、水辺利用		
計画概要	「加古川市地球温暖化対策地方公共団体実行計画」、「加古川市環境配慮率優先実行計画」、「地域気候変動適応計画」、「生物多様性かこがわ戦略」、「加古川市清流保全と水辺のまちづくり計画」を統合した環境面における総合的な計画		
計画の特徴	環境像「持続可能な発展をめざすまち 加古川」の実現のため、市民・市民活動団体・事業者・学識経験者と行政が協力・連携し、健全な水循環の確保を含む様々な環境課題への取組施策を推進		



計画対象地域（加古川市全域）

【実施体制】		加古川市環境審議会	
地方公共団体	都道府県	○	○計画の推進体制
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		○	○計画の進行管理 ・進行管理の方法
有識者		○	
事業者		-	
団体（NPOなど）		○	・年次報告
住民		○	
その他（ ）		-	

【改定の趣旨等】 前計画の期間が満了を迎えることから、本市を取り巻く社会状況の変化や新たな課題等を踏まえ、国内外の社会情勢の変化に適切に対応するとともに、市の現状に合わせた施策の見直しを行った。また、持続可能な開発目標（SDGs）や気候変動適応策などを新たに盛り込んだもの

